



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 東京 中央区 林友ビル
〒112-0004 電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価 年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

平成25年度 第3回理事会を開催

26年度事業計画、収支予算を決定

当連盟は、平成25年3月17日(月)、日本森林林業振興会会議室(東京都文京区)において、平成25年度第3回理事会を開催し、平成26年度事業計画、収支予算を決議したほか、全市連の業務運営について報告を行い、了承を得た。

出席は理事31名、監事2名、計33名。林野庁からは木材産業課の飛山龍一課長、同課の橋爪一彰課長補佐、業務課の測上和之課長に出席頂いた。

開会に当たり市川会長は、「わが国経済は、政府の経済対策等により回復の動きが広がっている」と述べ、木材業界の動向について、「木材需要の増加、製材品、



原木の価格の上昇によりここ数年にない環境下で26年を迎えることができたが、一方で人手不足などにより、需要増加に柔軟に対応できない国産材の問題が顕在化し、それらへの対応が課題となっている」と述べた。また今後については、「増加する並材の広域流通体制づくりや木材利用ポイント事業、合法木材やJAS製材品の供給体制づくり、人材養成などが課題である。各位のご理解をお願いしたい」と述べた。

【議事】

定款第27条3項の規定に基づき、会長を議長として議事を進行した。

林野庁25年度補正予算など

はじめに飛山課長から、平成25年度補正予算等について説明を受けた。要旨は次のとおり。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、そのなかで林業・木材産業の成長産業化に向け取り組む。特に需要開発が大切であり、木材利用ポイント、公共建築への木材利用、CLTの開発などに力を入れる。

(平成25年度補正・26年度予算)

大型予算を組み、新たな経済対策として129.4億円を措置している。内訳は、

「強い林業・木材産業構築対策」と木材利用ポイント事業150億円、CLT等新製品・新技術利用促進事業5億4千万円を内容とする「地域材利活用支援対策」、「復興特別会計」94億円である。

「強い林業・木材産業構築対策」では、森林整備加速化・林業再生事業(基金への積み増し)53.9億円により、(1)木材需要創出のための①木造公共施設等整備、②木質バイオマス利用施設等の整備、③地域材新規用途導入促進、(2)木材加工流通施設等整備を内容とする国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、(3)持続的な林業経営の構築対策、に取り組み。

また出口対策として、広域流通体制確立対策370万円により、森林所有者、素材生産、原木市場等が広域連携する協議会等をモデル的に設置し、供給可能量の拡大、大手製材工場等との協定取引、原木の共通規格による仕分けの実施等を含む「広域流通構想」の作成等を支援する。川上と川下のつなぎ役として木材市場の役割も期待しており、26日には九市連が窓口になり、「第1回九州地区原木広域流通協議会」を開催する。協議会では、林野庁の木材需給情報の提供も行う。

また26年度本予算では、「地域材倍増利活用倍増戦略」14億円で、補正予算とほぼ同内容の取り組みを行うほか、木質バイオマスの利用拡大等を支援する。「森林・林業再生基盤づくり交付金でも、木材利用拡大、木材製品の安定的な供給体制づくり等を支援する。

(オリンピック等施設への木材利用)

設計や建設等に要する期間を考慮すると、早めの対応が不可欠と考え、関係方面に対する働きかけを行っている。関連施設への木材利用は、世界の潮流になっており、リレハンメル冬季オリンピック会場、長野冬季オリンピック施設、ロンドンオリンピック競技場の例がある。大きなドーム1棟で1万m²ほどの木材利用につながる。江東区では全37競技場のうち、17施設が配置される。木材需要拡大の観点からも力を入れて行きたい。

「強い林業・木材産業構築対策」では、森林整備加速化・林業再生事業(基金への積み増し)53.9億円により、(1)木材需要創出のための①木造公共施設等整備、②木質バイオマス利用施設等の整備、③地域材新規用途導入促進、(2)木材加工流通施設等整備を内容とする国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、(3)持続的な林業経営の構築対策、に取り組み。

国産材の活用

国産材の活用は、今年度から一般会計化したが、次の3点の貢献が大切だ。

- ① 国産材の95%は保安林に指定され、世界遺産のほとんどが国産材指定内にあるなど貴重な森林が多い。また、最近は自然災害が多発していることから、国有林の公益的機能の発揮が重要だと考えている。
- ② 国有林内の人工林も、資源利用の時代を迎えた。林政の課題である林業の成長産業化に貢献したい。補助金・税制という誘導策ではなく、国有林材供給や伐採・植林の知識・技術により民有林の発展、政策課題に貢献したい。
- ③ 東日本大震災等からの復旧・災害予防等に貢献したい。

(木材供給など)

27年度から国有林材の伐採量が増加する。現在は、95%が間伐材だが、これか

らは皆伐・植林が大切になる。活着率の高いコンテナ苗を使い、植栽本数・地拵えの工夫により再造林のコスト削減に取り組む。また公共事業で、地域と連携して獣害対策に取り組む。

国有林材の供給調整のため、森林管理局に「国有林材供給調整検討委員会」を設置し、4半期に一回開催する。この委員会には、全市連会員にも参加して頂いており、局の実施状況は、HPで見ることができるようになっている。

中央にも同様の委員会を設置しており、2月4日に開催したが、「人手不足があったため、木材が集まらない」等の意見が出された。

意見交換

両課長の説明に対し、出席理事より、活発な意見や質問が出された。

〔質問〕

・木質バイオマス発電に使用する木材の由来の証明が厳しすぎないか。皆伐の場合、経営計画等クリアのハードルが高いように感じる。

・CLTは、いつから公共建築に使えるか。地方の企業が製造する場合、特許の扱いはどうなるか。



〔回答〕

バイオマス利用のため、主伐したのに更新されないでは困る。経営計画をたてて頂き、計画的な供給と更新をきちんとすることが大切。そのためのハードルだご理解頂きたい。地域の協議会においても、需要量についての情報を共有し、供給努力ができるようになれば有難い。

・CLTは、国交大臣が国会で「28年度の早い時期に建築基準を整備したい」と答弁されたが、その加速化が大事だ。大豊町の建物は、建築基準の整備以前だが個別認定で建てられた。同様の建物なら、個別認定で実験を省略できる可能性が高い。林野庁等の補助事業の建物も、同様のケースだ。国交省の事業で、ハウステンポに住友林業・鹿島建設が共同でコテージを建てるが、これも個別認定で建てる。

〔質問〕

・国有林材のシステム販売を増やすようだが、経営規模の小さい企業は、対応できない。そういう企業への対応はあるのか。

〔回答〕

九州の販売量の97%はシステム販売であるが、近畿中国局、四国局は少ないなどの地域差がある。安定供給のため業界の意見を踏まえ、もっとシステム販売を増やすよう指導している。安定供給を必要とする者に対して、国有林材の供給を進める。並材であれば、システム販売を増加させるよう指導しており、結果とし

て委託販売が減少する。

国有林材が市場の価格下落の要因になっているので、簡単に国有林材を出すという意見がある。民有林の伐採量も増えており、そこから調達されたい。地元の製材工場でコンセンサスづくりをして頂き地域の必要量を提示して頂きたい。

・システム販売は、なぜ有利なのか。民有林の販売量が増えるという理由を示して頂きたい。

〔質問〕

・システム販売は、間伐材、並材の販売に適した方法だと考えている。製品価格の上下変動にあわせて、原木価格が連動する商品なら、セリ売りが適しているかも知れない。しかし住宅メーカーに「一定価格で一定量を取引したい」と言われた製材工場は、原木価格も一定価格での取引を希望する。国産材がシェアを取り戻すには、外材並の安定取引が必要ということである。合板、集成材の業界についても、そうした販売が必要になると思う。民有林材の供給は、各県の供給計画を見て頂けば増加するところが多い。岡山県、周辺の間もそうではないか。

〔回答〕

・システム販売は、なぜ有利なのか。民有林の販売量が増えるという理由を示して頂きたい。

〔質問〕

・システム販売は、間伐材、並材の販売に適した方法だと考えている。製品価格の上下変動にあわせて、原木価格が連動する商品なら、セリ売りが適しているかも知れない。しかし住宅メーカーに「一定価格で一定量を取引したい」と言われた製材工場は、原木価格も一定価格での取引を希望する。国産材がシェアを取り戻すには、外材並の安定取引が必要ということである。合板、集成材の業界についても、そうした販売が必要になると思う。民有林材の供給は、各県の供給計画を見て頂けば増加するところが多い。岡山県、周辺の間もそうではないか。

〔回答〕

わが国経済は、政府の経済対策等により回復の動きが広がっている。平成25年の新設住宅着工数は、消費税増税の影響、そして木材利用ポイント事業の効果等により順調に推移し、総数で98万戸、木造住宅は55万戸と、それぞれ前年比1割増

会長挨拶の要旨

わが国経済は、政府の経済対策等により回復の動きが広がっている。平成25年の新設住宅着工数は、消費税増税の影響、そして木材利用ポイント事業の効果等により順調に推移し、総数で98万戸、木造住宅は55万戸と、それぞれ前年比1割増



となった。木材需要は増加し、製材品、原木の価格は上昇に転じ、木材業界はここ数年にない環境下で、26年を迎えた。一方で素材生産の人手不足などにより、需要増加に柔軟に対応できない国産材の問題が顕在化し、それらの対応が課題となっている。

東日本大震災から、3年が経過したが、被災地の皆様の復興、生活再建、原発対策のさらなる進展を念願する。

4月からの消費税増税に関しては、政府は「好循環のための経済対策」を決定し、25年度大型補正予算、26年度予算や税制改正において、木材利用ポイント事業、住宅購入支援策の延長等を盛り込んだ。これらによる影響緩和が期待されるが、住宅の受注減のほか、中国経済の動向など国際的な動きもあるので、予断は許さない。

政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、林業の成長産業化に向けて取り組む方針と伺っており、また4月からは国有林野の新年度事業も始まる。

木材業界として、木材利用ポイントなど各種支援策により、国民の関心が木造に向かっている今こそ、環境・健康に優れ、耐震性の高い木造建築の建設促進、



リフォーム需要の掘り起こしなどに積極的に取り組む必要がある。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催も、「木の文化」をPRするチャンスであり、競技施設はもちろん、道路、歩道など街づくりへの木材利用拡大に取り組み必要がある。

全市連として、これらへの取り組みとともに、増加する並材の広域流通体制づくり、木材利用ポイント事業、合法木材やJAS製材品の供給体制づくり、人材養成などが課題となっている。各位の特段のご理解をお願いする。

26年度事業計画書・予算書

定款33条の規定に基づき、平成26年度事業計画書と予算書を理事会に諮り、議決した。

事業計画では、木材市場をめぐる昨今の情勢を踏まえ、①地球温暖化防止に寄与する木材利用拡大への取り組み、②品質の確かな木材製品等の安定供給体制の整備、③広域流通構想づくりなど原木の安定供給体制の整備、④各種提言活動と制度改正等への取り組みを行う。

予算では、経常収益30、465千円

(対前年度予算比104.4%)、経常費用28、464千円(同比97.7%)、当期経常増減額2、001千円を計上した。主要な収入源である一般会費収入、福祉共済事業収入は減少傾向にあるため、それぞれ前年度の96.3%、92.6%。また木材アドバイザー養成講習会の受講者数は、25年度実績を踏まえ、2会場計で80名とした。国からの補助事業収入は、25年度補正、26年度本予算合計で、600万円を計上した。

全市連の業務運営(報告)

次の事項について、事務局より報告を行い、承認を頂いた。

1 木材利用ポイント事業

木造住宅、内装・外装木質化に関する木材利用ポイントの発行は、2月末で7億5千万ポイントとなった。対象地域材にベイマツ、オウシユウトウヒ(オーストリア産)が認められ、対象工法の指定手続き等が進められている。また25年度補正予算で150億円の追加が計上されたことから、工事着手期限は、平成26年7月31日(現行は平成26年3月31日)に変更され、また申請受付は平成27年1月31日(同平成26年7月31日)に延長される。

2 住まい給付金・ローン減税制度

すまい給付金制度は、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を緩和するために導入される制度。住宅ローン減税は収入が低いほど効果が小さくなることから、すまい給付金制度の導入により消費税率引き上げによる負担の軽減を図ろうとするもの。床面積50㎡以上で、住宅の

質に関する一定の要件を満たす新築住宅等。給付額は、収入額の目安に応じて、30万円から10万円の幅で決定。平成26年4月から29年12月まで実施。

3 合法性証明木材の供給体制

国土交通省の地域材住宅ブランド化事業や木材利用ポイント事業の対象となる地域材の要件に合法木材が位置づけられたことにより、住宅会社の木材調達方針の中で合法性証明木材の位置づけが高まっている。需要側のこうした動きに応じて、合法木材供給事業者の認定は急速に拡大し、業界内部だけでなく、消費者の関心も高まっていることから、供給側の説明責任が重くなっている。全市連としては、毎年度企画する研修会への参加を呼び掛けるとともに、供給事業者に合法性証明木材の取扱量の報告を頂く際、各事業者の合法木材取扱い現場調査票(アンケート用紙)の記入提出を求めることとする。また原木市場に入荷する原木の全量について、出荷者の合法性証明をとり、合法性証明木材として管理する方が、分別管理のための土場や手間を省くことにつながるとして、九州では大分県を中心としてそうした取り組みが始められた。原木市場の土場の広さや出荷者、顧客である製材工場の意向等もあるので、それらを踏まえ、どう対応すべきか、それぞれの市場で検討をお願いしたい。各社の対応の考え方を踏まえながら、全市連としての方針を決定することとした。(平成25年12月1日付本誌第668号4頁2段を参照のこと)

4 木質バイオマス発電

現在稼働中の木質バイオマス発電施設

は、全国で約100施設。このうち、固定価格買取制度により売電を行っているものは37施設。一部に未利用間伐材等を利用するものは28施設。今後、主に未利用間伐材等を利用する発電所が、約40施設ほど新設される見込みであり、これら以外にも構想段階のものが、多数存在している。

これらの施設が稼働した場合に必要とされる木質バイオマスの量は、約500万㎡を上回るとの見方もある。

5 労働安全衛生規則の一部改正

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第125号)が昨年11月29日に改正されたことに伴い、車両系木材伐出機械を対象に、安全確保のための前照灯、ヘッドガード、防護柵等の設置が必要となるほか、運転者には特別教育が義務づけられることになった。全市連は、林野庁からの指導を踏まえ必要な情報連絡を行う。都道府県や林災防支部から、特別教育への参加の呼びかけ等があることが予想されるので、留意されたい。



6 広域流通確立対策事業

林野庁の25年度補正予算の説明にあるとおり、関係者が広域に連携する協議会等を全国8地域でモデル的に設置し、供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格における仕分けの実施等を含めた構想の作成等を行う。

また、素材生産、原木市場、森林組合等の実務者を対象にした原木安定供給のための研修カリキュラム・教材を作成し、それをもとに各地域協議会で研修会を開催する。

事業実施主体は、(一財)日本木材総合情報センター、全国素材生産業協同組合連合会、(二社)全日本木材市場連盟、全国森林組合連合会の共同実施。

全市連は、全国8地域のうち、東海・中部、近畿、九州の3地域を担当し、3月26日には、福岡市内で、「第1回九州地区原木広域流通協議会」を開催した。

7 木材市場の現況調査結果

全市連は平成25年度、(一財)日本木材総合情報センターの委託(平成24年度林野庁補正予算)を受けて、木材市場の経営動向や現況を調査した。

調査の効果的な実施のため、事務局に学識経験者、原木市場、全森連、国産材製材、集成材、合板等の関係者からなる調査委員会を設置した。委員会での検討を踏まえ、北関東から九州までの木材供給拠点のうちから5地域を選定し、当該地域の原木市場及び森林組合系統の共販所や、加工工場の経営動向や原木流通に関する考え方を調査した。

また全国の原木、製品市場の現況は、

当連盟の会員名簿のほかに、平成5年3月に情報センターがとりまとめた「全国木材市場リスト・マップ図一覽」があるが、これらを充実し、木材市場の全体像把握に資するため、全国316市場を対象にしたアンケート調査を実施した。各位のご協力に感謝申し上げます。

8 木材アドバイザー養成講習会

平成26年3月1日付本誌第671号2〜3頁に掲載した内容を報告。

9 原木需給.com

一昨年の原木価格の急落は、生産者需要者側だけでなく、原木市場にとっても大きな問題となった。木材需給のミスマッチの緩和に向け、木材情報の整備や価格動向の把握、情報共有の手法の開発を目的として、日本木材総合情報センターは、林野庁の助成を受けて、調査を実施した。その結果をもとに、原木需給.com(ドットコム)がつくられ、運用が開始されている。

平成25年度第2回正副会長・支部長会議及び合法性木材事業者認定審査委員会を開催

理事会終了後、本年度第2回の正副会長・支部長会議を開催し、第59回総会・東京大会の運営(記念講演の講師選定等を含む)、役員交代の手続き等の確認を行った。

また表彰者選考委員会及び合法性木材供給事業審査委員会を開催し、全市連会長功労者表彰者を決定するとともに、申請のあった合法木材供給事業者等の認定を行った。合法木材認定事業者の更新は8件、新規1件で3月末の登録事業者数

は294事業者となった。また再生エネルギー固定価格買取制度に必要な木質バイオマス証明事業については、2社を認定した。

全市連第59回総会・東京大会

日時 平成26年5月19日(月) 14時〜15時30分

会場 ホテルイースト21

■人事異動 4月1日付▽(独)森林総合研究所理事企画・総務担当 鈴木信哉(中部森林管理局長)▽中部森林管理局長 奥田辰幸(経営企画課長)▽林野庁経営企画課長 測上和之(業務課長)▽業務課長 小山富美男(関東森林管理局次長)▽北海道森林管理局森林整備部長 坂田幹人(木材産業課木材製品技術室長)▽木材産業課木材製品技術室長 小坂善太郎(計画課主席森林計画官)▽三陸中部森林管理署長 橋爪一彰(木材産業課課長補佐)



雑記帳

労働安全衛生規則の一部が改正され、原木市場等で使用される車両系木材搬出機械について、構造上の規制や特別教育が追加された(理事会報告1本文3頁4段の5労働安全衛生規則の改正)▽その後、同日付で林野庁

木材産業課より、全木連、全木協連、全市連等に対する事務連絡があった。今回改正は、林業用機械が関係する労働災害の防止を目的としたものであり、これらの機械による労働災害の増加で貴重な人命が失われていることがその背景にある。▽規制対象の車両系木材搬出機械は、フェラーパンチャ、プロセッサ、木材グラップル機等の伐木等機械のほか、フォワーダ等の走行集材機械、タワーヤード等の架線集材機械。一見して林業現場で使用する機械に見えるが、原木市場や木材加工事業者の自社工場など使用する場所や業種を問わず、これらの機械が対象となる。原木市場等で使用される木材グラップル機は対象に含まれるが、トラックに装備した木材グラップルは対象外▽規制内容は、安全のための前照灯の使用、原木等の落下による危険防止のためのヘッドガード、原木等の飛来による危険防止のための防護柵等の装備(経過措置として、現に存する機械は26年11月30日までは対象外)とこれらの機械の運転者への特別教育の追加(同12月1日から)▽支援措置として、森林整備加速化・林業再生事業による2分の1等の助成がある。関連情報があり次第お知らせするが、詳細については、都道府県等にもお問い合わせ頂きたい (中山)